

令和3年第1回置戸町議会臨時会

令和3年1月29日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）

○出席議員（7名）

- | | | | | | |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 石井伸二 | 議員 | 2番 | 小林満 | 議員 |
| 4番 | 佐藤勇治 | 議員 | 5番 | 澁谷恒壹 | 議員 |
| 6番 | 高谷勲 | 議員 | 7番 | 嘉藤均 | 議員 |
| 8番 | 岩藤孝一 | 議員 | | | |

○欠席議員（1名）

- 3番 阿部光久 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	遠藤薫	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	施設整備課長	小野寺孝弘
地域福祉センター所長	石森実	総務課総務係長	鈴木良知
企画財政課財政係長	菅原嘉仁		

《教育委員会部局》

教育長 平野 毅

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係長	藤吉勇太
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和3年第1回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第1号及び議案第2号。

・承認第1号及び承認第2号。

本日欠席の旨、届出の議員は次のとおりです。

3番 阿部光久議員。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりですが、本日、小鷹代表監査委員は他用務のため欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第3 承認第1号 専決処分の承認について及び

◎日程第4 承認第2号 専決処分の承認について

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について及び日程第4、承認第2号 専決処分の承認についての2件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 本年もよろしくお願ひいたします。それでは承認第1号及び第2号はいずれも専決処分の承認についてでございますが、これにつきましては施設整備課長より説明いたします。

○岩藤議長 まず、承認第1号 専決処分の承認について。

施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 承認第1号について説明いたします。

専決処分の承認について。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第9号）については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和2年12月17日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となっております。

次のページをご覧下さい。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,540万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）、別添のとおり）

○岩藤議長 次に、承認第2号 専決処分の承認について。

施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 承認第2号について説明いたします。

専決処分の承認について。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第5号）については、議会を招集する

時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和2年12月17日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

次のページをお開き下さい。

専決処分書の書面となっております。

次のページをご覧下さい。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和2年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,744万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第5号）の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、記載省略。令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これにて承認第1号及び承認第2号の説明を終わります。

これから、質疑を行いません。

まず、承認第1号 専決処分の承認について。

令和2年度置戸町一般会計補正予算（第9号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第9号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。10款地方交付税。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

承認第2号 専決処分の承認について。

令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第5号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和2年度置戸町簡易水道特別会計補正予算

事項別明細書（第5号）、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 ただいまの説明の中でですけども、管の配置が個人の宅地と言うか敷地にも入っているような部分が随分あるのかなというふうに感じたんですけども、今回はうまくあの道路縁の方の感じで町道を迂回するということができたとおもいますが、今後においてはまだまだ漏水と言いますか個人の敷地内とかに漏水が発生するような可能性というのは如何でしょうか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 今回は、緑栄地区、栄町内も含めてなんですけども、把握している、把握できていないのを含めてかなり民地内を縦横断しているような、本管自体がですね、あるようなところがあります。置戸町の水道の最初の頃は、昭和30年代、33～4年ぐらいから始まっているとお聞きしてまして、その管もどのくらいの年数が経っているのかちょっと把握はしきれていないところがあります。基本的には水道管の耐用年数が40年と言われてますから、今後まだまだ漏水は発生する状況があるかと思いますが、随時対応して直していかなければならないかなと思っているところです。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 今の答弁ですけども、もう相当年数も経過しているということでありまして、なかなか漏水の場所っていうのを見つけるの大変かと思えますけども、先程申したように、今回の部分については町道に迂回することができたということで、まず工事としてはそう難しくない工事であったのかなというふうに見ておりましたけども、今後においては、まだまだそう難しい部分が出てくるのかなと思えますし、図面と言いますか、そういう物はその部分については無いということでしょうかね。配置図と言いますか。

○岩藤議長 施設整備課長。

○小野寺施設整備課長 今回の場所につきましては、おおよその図面、今システムで更新させていった部分なんですけども、本管自体はおおよそ見えております。ただ、昔の住宅の引込管ですとか本管の分岐した配水管のさらに分岐させたりしているところも多くあるようでして、そこら辺が図面があったりなかったりというところなので、その整備を進めていかなければならないかなと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認について及び承認第2号 専決処分の承認についての2件を一括して採決します。

承認第1号及び承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について及び承認第2号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例から

◎日程第 6 議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第10号)
まで

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第5、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第10号)までの2件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長より説明いたします。また、議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第10号)につきましては、企画財政課長並びに各担当課長から説明いたします。

○岩藤議長 まず、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第1号につきましてご説明いたします。

議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正概要でございますが、新型コロナウイルス感染症がオホーツク地域でも終息せず、本町においても感染者に対し緊急の処置等、職員が対応する場面が現実味を帯びてきました。今回、新型コロナウイルス感染症により住民等の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に対し、国や近隣町村の事例を踏まえ、作業に従事した日1日につき特殊勤務手当3,000円を支給する規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第1号説明資料 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表をご覧ください。

左が改正案、右が現行となります。

第1条は、引用条項の整備を行います。

第2条の規定中、伝染病を感染症に改め、第3条第1項第1号及び第2号中、引用する法令及び字句の整備を行います。

裏面をご覧ください。

附則第1項に見出しを整備し、附則第2項に新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症作業手当として、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症作業手当を支給する。この場合において、第3条及び第7条の規定は適用しない。第3項に、前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円とする規定を新たに追加するものでございます。

なお、現在想定される作業としては救急処置及び搬送業務、緊急的な看護業務等に従事した場合が該当になると考えております。

本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度置戸町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,173万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,713万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、後ほど別冊の令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第10号)で説明をいたします。

第2表の繰越明許費補正につきまして説明いたしますので、2ページをお開き下さい。

第2表 繰越明許費補正追加分の説明をいたします。

6款農林水産業費、1項農業費で、トレーラーハウス設置工事及びトレーラーハウス購入事業ですが、勝山農村公園内に設置するトレーラーハウス設置工事4,760万円とその購入事業5,290万円、合わせて1億50万円につきまして翌年度に繰り越すものでございます。

8款土木費、4項住宅費で、町営住宅外壁等改修工事及び特定優良賃貸住宅外壁等改修工事ですが、町営住宅と特定優良賃貸住宅の外壁等の修繕工事、それぞれ2,020万円と2,150万円、合わせて4,170万円につきまして翌年度に繰り越すものでございます。詳細は後ほど歳出でご説明をいたします。

引き続き、令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(10号)により説明をいたしますので、事項別明細書の10ページをお開き下さい。

繰越明許費に関する調書でございますが、先程、本議案で説明をさせていただきました、トレーラーハウス設置工事及びトレーラーハウス購入事業と町営住宅外壁等改修工事及び特定優良賃貸住宅外壁等改修工事につきまして、科目の他、事業名、金額、財源内訳を記載しております。繰越理由につきましては、年度内事業実施が不能のためとしております。

以上で、第2表 繰越明許費補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正についてご説明をいたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。令和2年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第10号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これで、議案第1号から議案第2号までの提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

まず、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 ちょっと教えていただきたいんですけども、これ対象となるのは救急隊員等というお話でしたけども、その際ですね、新型コロナウイルス感染症になっているかどうか分からない部分があると思うんですよ。例えば、高熱を発症した方、コロナに感染しているかどうか分からない事態に対応した場合は、こういった部分って言いま

すか手当が出るのかどうか。

それからもう一つ、家畜伝染病防疫作業等に従事するという部分で、全国で鳥インフルエンザ等の何て言いますか処分等の報道を聞くわけですけども、置戸には養鶏場はありませんが、こういった家畜伝染病の防疫作業に、例えば町の職員が出た時には、こういった手当が出るのかどうか、その辺をお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 救急処置及び救急搬送業務を想定しておりますが、先日消防の方に確認をしましたら、後日ですね、その搬送者がコロナウイルスに感染した場合、搬送先の病院から陽性だったという連絡が来るようです。そのことを受けて後日手当の方は支給ということになります。また、その現場ですらね疑わしいという状況でありますと、隊員も保健所の指示を受けるようです。その保健所の指示に従って、保健所に救急に行った方の対応を指示を受けるですとか、若しくは救急隊員の緊急的な判断で救急隊員が病院に搬送するという場合もありますけども、そのような対応を取っているというふうに聞いております。

次に、家畜伝染病の作業手当につきましてはですね、この規則はそのまま生きてまして、作業に従事した日1日つき500円支給するという規定になっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 この条例の中の読み替えの括りで、伝染病を従来は伝染病ということで指定していたんですけど、その伝染病を感染症に改めるということは、従来は伝染病と称する色々病気ありますよね。それを今後はですね、そういった伝染病の病名を全て感染症という形で感染症ということで括るということで、そういうことでよろしいですね。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 感染症という言葉が最近主流となっていますので、それも全部含んだ部分で感染症ということで整理をさせていただきたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第10号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第10号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 なかなか国の情報も錯綜していて、このスケジュール通りにいくかどうかは定かではないんですが、このワクチンの種類にはいわゆるマイナス70度で保管

しなきゃならないアメリカ製のファイザーという種類だったと思うんですが、それと常温で、或いは、もうちょっと低いと言うか高い温度でも保管できるような3種類ぐらいの今ワクチンの種類があったというふうに思います。日本政府は、アメリカ製のワクチン、国民1人当たり2回分、それで1億5,000万人分ぐらいの確保を予定しているようですし、もう一方では、ヨーロッパで開発されている部分についても数千万人分のワクチンということで、国民総じて全部ワクチンを確保できるようなそういう体制づくりをしているというふうに思っています。

ここで言われるワクチンについては、その中から選ぶのか。それとも国から指定されて、いわゆる低温で保管しなければならないようなワクチンを接種するのか。それは選択できるのか。その辺についてお聞きをしたいと思います。

それと、仮にマイナス70度以上で保管しなければならないワクチンだとすれば、それを保管するいわゆる冷凍庫と言うか、その機材の確保はどのように考えているのかちょっとお聞きします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今議員がおっしゃったとおり、マイナス75度以下で冷凍しておかなければならない部分と、マイナス20度で保管をしなきゃならないワクチンがあるわけですが、まず冷凍庫なんですけど、国から支給をされてきます。それで、国から支給をされてくる部分で町に来る部分につきましては、マイナス75度のディープフリーザーが1台。それから、マイナス20度のディープフリーザーが1台の計2台、割り当てで来るという予定になってございます。

それで、今ワクチンの種類で町が指定できるのかということでしたが、これはあくまでも国からの割り当てでございまして町からは指定はできないということになってございます。今示されている部分につきましては、ファイザー製社のワクチンが届くようなスケジュールとなっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 このワクチン接種というお話が出てから各地である程度シミュレーションを行っている。その中でお話を聞く中で、問診を含めてですね15名体制で1日最大280名というお話も聞きました。今回、事務職員、保健師等をこうやって探すわけなんですけども、まず人数的にどれほどの人数を採用するのか。それから、先程も質問ありましたけども、ファイザー製のワクチン、ロットで1,000というふうに聞いております。ロット1,000であればすると、町民の3分の1に1回に1,000接種できるかどうかというのは、到底無理があろうかと思うんですけども、その辺の調整と言いますか、この近隣を含めてですね、そういった部分のワクチンの調整っていうのをどのように行うか思案があれば教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 まず人員体制の部分なんですけど、これにつきましては置戸

赤十字病院の方に運営主体を委託をいたします。ただ、日赤さんの方で全ての人員が出せるわけではございませんので町としてもお手伝いをさせていただきますが、人力的には受付業務、それから問診票の予診票の記載の確認業務、それから問診をしていただく医師の方、そして接種をする看護師、そして接種の液を補充する補助看護師、これらと、それから最終的な確認をする者や受付の業務もまだありますが、それと会場の人員整理と行う者という形で十数人必要かなというふうに思っております。それで、接種を1列にするか2列にするかで人数が変わってくるんですが、国からの例としては、確かに1日280人という例が出されてございますが、これは地域の実情に応じて接種可能人数で良いという指針が出てございますので、置戸赤十字病院と今お話をしておりますが、今接種ができる部分につきましては、午後からの3時間程度で日赤としては行いたいということですので、1日50人が今のところ限度であろうと言われてございます。

ただ、これの人数につきましても慣れてくれば人数を増やすことができるであろうということから、赤十字病院と含めまして最大の人数の予約を受けたいと思っております。

それから、確かにロットで1,000人程度のワクチンが参ります。ただこれにつきましては冷凍保存が効いておりますので、接種全てこれで賄えるかなというふうにございます。それから、このロットにつきましては、町から何本という形ではなく、国からそのまま郵送されてきますので、こちらとしては特に何本必要というふうに指定をできるものではございませんので、今のところ情報としてはそういうところでございます。

○岩藤議長 2番 小林議員。

○2番 小林議員 さっき予算の説明の中で、町外からこの審査手数料がくるということだったんですが、この議案第2号の説明の中で住民票の所在地というふうになってますが、北見でも受けられるんですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 原則、住民票所在地となつてございますが、やむを得ない理由がある方、一つは長期入院の方ですとか、それから学生で遠くに下宿をされている方ですとか、単身赴任で遠くにいられる方、そういう方につきましては届出をしながらその町外、今の所在地のところで打てるということでございます。

○岩藤議長 2番 小林議員。

○2番 小林議員 自分のことでちょっと恐縮なんですけども、糖尿を患っていて北見の医院にかかっているんですよね。それでインフルエンザも全部そこでやったっていう経過があるものですから、もしそれが許されるのであればその先生と相談してね、受けるのであればそっちで受けたいなという気もあったので聞いたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今示されている中では基礎疾患のある方につきましても、かかりつけ医と相談をしてそこで接種できるかどうかの判断をしていただいて、可能な病院であればできるということは示されてございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 それとですね、何て言いますか、高齢者等っていうのがある程度メインになろうかというふうに思うんですけども、そのワクチン接種に関して、例えば、老人ホーム、特養の方に出向いて接種するというようなことをしていかなければ、到底中央公民館等に全対象者というのが集められないんじゃないだろうかというふうに思うので、その辺の対応について考えがあればお知らせを願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今国から示されている内容でございますと、福祉施設の方へ巡回接種は可能であるということの見解が出されてございます。それに基づきまして、今置戸赤十字病院の方と調整をしておりますが、これにつきましては、施設の方へ出向くのは日赤さんとしても吝かではないということは言っていました。それで今度は施設との調整等が始まると思いますが、今現段階でまだワクチン接種の開始日ですとかそういったものは決まっておりますので、そういうものが確定次第その施設の方との日程調整が始まるものと思っております。

○岩藤議長 7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 先程の説明で、対象人数という説明はありましたか。2,750ということよろしいですか。この置戸町の人口今2,800ちょっと切ったぐらいかと思っておりますけども、ちょっと人数がどうもちょっと。その辺の内訳と言いますか、お知らせ下さい。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今おっしゃられたとおり、接種人数を予定しておりますのは、2,750名と総体考えてございます。医療従事者で100名。老人、65歳以上の高齢者の方で1,200人。その他の方で1,450人と仮定をして今進めているところでございます。

○岩藤議長 7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 ちょっと考えると、16歳以上が対象という話がありましたけども、そういう人数でも2,750ということよろしいですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 現段階でその16歳以下に打たないということではございませんので、通知の中でも16歳以下は打たないという何物もございませんので、それも含めまして全町民対応としております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 今ちょっと対象者のお話がございましたけども、医療従事者100名分と言っておりましたけども、介護職員等についてはどのようにお考えでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 介護職員につきましては、老人ホーム等で接種をした場合に同時に打てるということになってございます。それなので、介護職員、介護従事者につきましては、医療従事者とは別の扱いで優先順位となってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 対象人数2,750ということでありましたけども、いろいろなところでアンケート調査等を取りますと、実際には打ちたくないという人が相当いるという話を聞いております。置戸でももし実施されるにあたってはね、そういう人達が多数出てくるような心配もありますけども、その方達に促すと言いますか、お願いをするというようなことはどのように考えておりますか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 広報等で接種の方は促したいと思っております。その中で受付でなかなか予約が入ってこないという状況の時には、個別で連絡等もさせていただこうというふうに思っておりますし、こちらとしては全町民が接種をしていただきたいという思いで勧奨していきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 予算書の中で、12節の委託料の発券業務委託料200万円見ているんですけど、その発券業務、どういった業者さんに委託して発券と言うか住民に周知すると思うんですけど、ちょっとイメージがわかんないんですけど、どういった業務をさせるんですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 印刷会社なんですけど、クーポン、いわゆる接種券なんですけど、そのレイアウトが既に国から示されてございますのでそれに基づいて印刷をかけていただいて、全住民の方に郵送まで委託をするというイメージでございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると郵送まで全部この委託料の中に入っているということで、郵送費の切手代とかは別ですね。役務費は別に見てるからそれは別だということですよ。

それともう一点、委託の期間、今置戸日赤に委託ということを考えているということだと思っただけ、この委託の期間というのは、いつまでを見込んでいますか。ちょっと後ろの方、先がまだ見えてないから後ろもなかなか読みづらいところはあろうと思うんですけど、一定程度の期間を決めないと日赤さんも日常の業務があるわけだから、その辺のこともあろうと思うんですけど、後ろの方はいつ頃を目途にしているのかちょっと聞きたいんですけども。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 これで積算をした段階の情報としましては、置戸町としま

しては、7月までで終了する予定で設計を組んでございます。それから、国からの情報が刻々と変わっている中で、今の中では今後延びていくという予想をされております。日赤さんの方ともお話をしておりますが、延びた中では対応の方を随時していくというご協力をいただいておりますので、今後の国の指針、それからワクチン接種の開始時期を見ながら最後決めていきたいというふうに思っております。

役務費につきましては、郵送料の部分別を取っているのはですね、町からの個別通知を出しますので、その分の郵送料となっております。委託料の部分の方の郵送も含めての金額も入っておりますので、そちらとまた別の計上となっております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 いずれにしろ日赤との業務の委託をやっていくわけですけど、日赤さんも日常は患者さんがいるわけだから、業務をやりながら時間を見て中央公民館に向いてするということなんだけど、それは通常、例えば、土曜日だとか日曜日だとか、さっきちょっと耳にしたんだけど、午後3時からということでしたか。そういった段階で、何て言うのかな、7月まで一定程度2,750人の2回分ですよ。倍になるよね。それを対応できるという見込みはあるのかどうか。ちょっと厳しいんじゃないかと思うんですけど、これから日赤と協議していくんだと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。その7月という目途と、それからこれのパンフレットを読むと、一回電話で申し込むんですね、福祉センターに。それで自分の受けたい日時を言うんだと思うんですけど、そうすると1日大体50人ぐらいの目途ということなんですけど、それをちょっと割り振ったら相当な作業になるし対応する方も大変だと思うんですけど、その辺の目途はどうなんでしょうか。あと、電話って言うけど高齢者の方で電話もなかなかできないような人も中にはいるんじゃないかと思うんですけど、その辺の対応はどうですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 確かに電話での受付でできない方ももしかしたらおられるかもしれませんが、接種の受付状況を見ながら個別に勧奨する形になって参りますので、もし来なかった場合につきましては、お電話をこちらからさせていただくという対応も取れると思います。また、今のところ50人というのは日赤さんから言われている人数でございます、町としてはできる限り100から150を目指していただきたいという思いで話をしております。なるべくそういった形で日赤さんの方としても沿った意向を見せていただいておりますので、今後人数を増やししながら何とか終わらしていきたいなというふうに思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 確認ですけど、通常の土曜、日曜以外にもですね、さっき言った3時以降日赤さんの方で公民館に向いて来てやってくれるっていう、そういうことなんです。分かりました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 非常に今回の新型コロナウイルス、やはり高齢者に移ってしまうと大変だというようなのが一番だと思います。それで要望なんですけども、福祉センター職員等、デイサービス等に係わる方々にも早期にワクチンを接種していただきたいというふうに思います。やはり訪問介護じゃないですけども、やっぱり高齢者の自宅に行き来する、往来するというようなことが多々あると思うんですが、職員の安心のためにも早期に接種をお願いしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 地域福祉センターの中では、接種の方なるべく行って欲しいという話はしております。打ちたくないよというような意見もございましたが、この職种的なものも含めまして是非ともお願いをするというふうにお話をしているところでございます。デイサービスの職員の方につきましても、日程が決まり次第、勧奨とお願いをしていくということにしておりますので、ご要望に沿った形で進めさせていただきます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 それで、コロナのワクチン接種については初めてのことで非常に皆さん心配しているということで、それは連日テレビでも報道されているんですけど、町内でも同じだと思うんですね。議会でもこれだけいろんな意見が出てきて心配しているわけですから、早く情報として出せるものについてはですね順次情報を出して、広報でも何でもいいんですけど、分かる範囲で知らせていただいて、一定程度こういう形でやるっていうことを早く通知して欲しいと思うんですね。国もこの問題については今議論されているんですけど、いずれにしろその担当大臣までつけてやっているわけだから、町の方も福祉センターだけに仕事を押し付けるんじゃないで、やっぱりきちっとした体制の中で少なくとも実施本部みたいなものを立ち上げて、北見市は推進室って室まで立ち上げたわけだから、人口が違うからなかなか置戸とは一緒にならないけど、早く住民が安心して接種してもらう体制を築くためには、最低でも副町長あたりが本部長となってきちっと住民のいろんな形で対応していくという、そういう体制を早く固めて住民に周知して欲しい。そういう私の意見と言うか要望になるかもしれませんが、その辺のことを十分に検討していただきたいと思います。以上です。意見があれば。

○岩藤議長 町長、何かありますか。

○深川町長 ご指摘のとおり初めてのことで、住民の方も不安もあります。先程の議論の中でも、やりたくない人はどうなんだっていう、ちょっと今国の方でも安全性も含めて討議されているところでありますので、接種にあたってはですね、福祉センターだけではなくて庁舎の職員も含めてですね、先程の人員配置の中でも福祉センターだけでは賅えない部分もありますので、職員の各課協力をしながら進めて参りたいと思います。

○岩藤議長 6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 町民に対する周知の関係のことで、今情報手段と言うか皆さんスマー

トフォン非常に普及して割合としてはかなり多い。置戸町としても情報発信する手段としてそのスマートフォンなんかもやっているんですが、ちょっと今朝ここへ来る間にいわゆるLINEを使った周知方法、それと逆にLINEを使って受診というか接種を受ける申込手段、そういうことも検討されている行政もあるというふうには聞いているんですけども、高齢者はもちろん心配なんです、若い人の層では感染しても全く症状が無い、そういう人も多いということで、かかっても軽症だったり、そういうことでかなりコロナに対する、何て言うんでしょうか、軽視しているようなそういう年代層も多いという意味で、そういう人達こそLINEなりそういう手段を使って周知をしていく、そういうことは必要なんじゃないかなというふうに思っています。既に、イスラエルだったと思うんですが、非常にワクチンの接種率がもう10%ぐらいいってると。10万人当たりの発症率が0.01%とか、そういう効果が得られていると。反面、いわゆるワクチンを打つことによる、例えば、アナフィラだとかそういう副作用を心配しているようなんですが、極めて少ないそういう情報も流れてますし、その辺はやっぱ情報をそういう手段を通じながら発信をして接種を促す方法も検討していただきたいと思えます。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今既存にあります、情報メールおけとですとかそういったものも活用しながら、できる限り情報発信をしていきたいと思っております。今の段階で国の方も錯綜している部分がございます。町としても情報収集をしながら的確なものを早くに出せるような体制を作りながらそういうもので周知をさせていただきます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページに進みます。

8ページ、9ページ。

8款土木費、4項住宅費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 今回、町営住宅と特定優良賃貸住宅の改修を来年度予定していたのを今回交付金の配分があったので追加して、追加というか前倒しでやるということでそういう説明を受けて理解はしたんですけど、今後ですね、今回は新光団地の3棟6戸、それから優良賃貸住宅については、川向の2棟8戸ということなんです、今後まだですね計画的に何年か続いていくという見通しがあるんですか。それとも一定程度どの段階かで一応計画は終了するという、その見込みをちょっと教えて欲しいんですけど。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 町営住宅等の長寿命化計画を立ててありますので、具体的にこの後どこだという資料はちょっと今日は持ってきてませんが、その計画に基づいて順次進めていく予定でございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると確認ですけど、令和3年度の当初予算にはもう今回これで予算措置しているんで3年分の予算には載ってこないということで、そういう理解でよろしいですね。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 公営住宅につきましては、一部小破修繕等は別途ありますけれども、外壁等のこの部分については、施行が令和3年度になりますので新たに別なところを3年度の新規予算ということでは考えておりません。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それでですね、若干ちょっとお話変わるんですけど、町営住宅の入居状況で、毎回毎回入居の募集ということで出てますね。それで最近入られる方が少ないのか応募の状況ちょっと分からないんですけど、これ2月1日発行だからちょっと発行予定のやつ先に貰ったんですけど、その中で大よそまた10戸ほどですね募集するというようなことが見込みが出ているんですけど、今後これらの入居者の希望者がどういう状況になっていくか。いつもこのようにたくさん入居を募集して埋まっていかなかったら、以前に話があったんですけど、用途変更してもっと入りやすい、入居の条件を和らげた、そして家賃をもう少しいろんな形で検討した中でですね、勤労者向けというのかな、そういったものを考えてもいきたいというお話も伺ったんですけど、そのことについて今後どのように考えているか。このままだと毎回毎回空き家の募集で埋まっていないという状況があるので、その辺の長期的な考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 移動町長室でもそういう質問があって、改修はどんどんしてってるけども空き家状態があるんでないかというお話もあって、それについては用途廃止も含めて真剣に検討していくべきだというふうに町民からのご意見もいただきましたが、町営住宅は町営住宅法で建ててる部分で制限があります。耐用年数を超えたものについては用途廃止が可能になるんですが、その後にこの長寿命化計画で改修してったところはまた新たなハードルが発生します。それから、廃止をする際に1棟の1戸だけを廃止することが物理上困難なこともありますので、用途廃止をするにあたっては、1棟若しくはその団地、建設年度毎の廃止が基本的には考えられるので今長期的にはなってますが、拓殖の一番古い昔の大美団地等が次は廃止を目指していく住宅になっておりますし、その次につきましては、若木の住宅が用途廃止が可能になってく、年限的には廃止が可能なんですけど、今居住されている人が相当数いるということで、政策空き家を進めておりますが、まだ居住者がいる中では、なかなかハードルがあるんだなということを私も実感しておりますので、何とか工夫をしながらですね、いろんな人がニーズがあって住宅が無いという人が入れるような工夫は今後もしていきたいと思いますが、今の町営住宅の他に町有住宅もあります。緊急性がある場合は町有住宅の利活用も含めてですね、そ

ういうニーズに答えていきたいと思っておりますし、民間の住宅の整備や改修、売買等をまた進めて参りたいと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。10 款地方交付税。14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 項国庫補助金、4 項社会資本整備総合交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 繰越明許費。

第2条 繰越明許費の補正は、議案の2 ページ、第2表 繰越明許費補正をお開き下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思しますので、議員のみなさんは議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ち下さい。

休憩 10時46分

再開 10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号から議案第2号までの2件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算(第10号)までの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条

例から議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）までの2件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第1号 置戸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第2号 令和2年度置戸町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

よって会議を閉じます。

令和3年第1回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時53分